タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市での新型コロナウイルス対策における大規模な社会制限の指針に関するバンテン州知事令(2020年第16号)

第1章総則

第1条(省略)

第2条 本州知事令は、バンテン州における新型コロナウイルスへの迅速対策における大規模な社会制限の実施の指針となる。

第3条 本州知事令の目的は以下のとおり。

- a 新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、特定の活動及び人及び/又は物の移動を制限する。
- b 新型コロナウイルスの更なる感染拡大の状況を想定した対策を強化する。
- c新型コロナウイルスを受けた保健衛生対応を強化する。
- d 新型コロナウイルスの感染拡大による経済的、社会的影響に対処する。

第2章 対象範囲

第4条 本州知事令の対象範囲は以下を含む。

- a. 大規模な社会制限の実施
- b. 大規模な社会制限実施期間中の住民の権利, 義務, 基礎的な生活必需品の充足
- c. 新型コロナウイルス対策のリソース
- d. 観察, 評価, 報告
- e. 罰則

第3章 大規模な社会制限の実施

第1部一般規定

第5条

- (1)新型コロナウイルスの広範な感染拡大を防止するため、バンテン州知事は、タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市において、大規模な社会制限を発効する。
- (2)上記(1)の大規模な社会制限は、タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市に居住

する,及び/又は活動する全ての者が行う自宅外活動の制限の形態で実施される。

- (3)大規模な社会制限の実施期間中、全ての者は、以下の義務を負う。
- a. 衛生的で健康的な生活行動の実施
- b. 自宅外でのマスクの着用
- (4) 上記(2)の大規模な社会制限の実施における自宅外活動の制限には、以下が含まれる。
- a. 学校及び/又はその他教育機関における学習の実施
- b. 職場での就労
- c. 宗教施設での宗教活動
- d. 公共の場所ないし公共施設での活動
- e. 社会的, 文化的活動
- f. 移動手段を利用した人と物の動き
- (5)上記(1)の大規模な社会制限の実施における調整,リソースの動員,活動は,県知事又は市長が行う。
- (6)上記(1)の大規模な社会制限の有効期間は、州知事決定で定める。

第2部 学校及び/又はその他教育機関における学習実施制限

第6条

- (1)大規模な社会制限の有効期間中、学校及び/又はその他教育機関における学習活動は一時的に停止される。
- (2)上記(1)の学校における学習活動の一時停止を行うにあたり、全ての学習活動は、遠隔学習による個々の自宅ないし居住場所での学習に変更する。
- (3)学校の事務サービス業務は、状況に即した適当なサービス形態で在宅勤務により実施される。
- (4)大規模な社会制限の有効期間中の、州の権限にあたる学習実施及び評価、学校事務サービスの技術的詳細は、州政府の教育分野担当部局が定める。
- (5)大規模な社会制限の有効期間中の、州の権限外の学習実施及び評価、学校事務サービスの技術的詳細は、県知事、市長又はその他の機関が定める。

第7条

- (1)第 6 条(1)の大規模な社会制限の有効期間中,一時的に停止となるその他の教育機関には以下が含まれる。
- a. 高等教育機関
- b. 訓練機関
- c. 研究機関
- d. 育成機関
- e. それらと同様の機関

- (2)保健衛生サービスに関連する教育機関,訓練機関,研究機関は,上記(1)のその他教育機関での活動の一時停止の例外とする。
- (3)上記(1)のその他教育機関での活動の一時停止措置を実施する上で、学習活動及び事務サービスは、関係機関が定める技術規定に沿って、在宅でオンラインにより実施される。

第8条

- (1)大規模な社会制限の有効期間中の活動の一時停止にあたり、学校及びその他教育機関の責任者は、以下の義務を負う。
- a. 学習プロセスが引き続き実施され、教育を受ける上での教育参加者の権利が満たされることを確保する。
- b. 学校及び/又はその他の教育機関とその周辺環境において新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を実施する。
- c. 学校及び/又はその他の教育機関の安全を守る。
- (2)上記(1)b の学校及び又はその他の教育機関とその周辺環境における新型コロナウイルスの感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に実施される。
- a. 学校設備の清掃及び消毒。
- b. 教員及びその他教育要員に対する新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコールの適用。

第3部職場での就労の制限

第9条

- (1)大規模な社会制限の有効期間中、会社及び/または工場での活動は、保健衛生プロトコールを適用する限り、引き続き実施できる。
- (2)上記(1)の会社及び/または工場の従業員から新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合は、会社の活動は一時的に停止される。
- (3)上記(2)の会社及び/または工場の一時停止期間中,特に事務担当の従業員及び/又は経営陣は,職場での就労を自宅/居住地での就労に替える義務がある。
- (4)上記(1)の会社及び/または工場は、従業員に対する自主的な簡易ウイルス検査の実施による新型コロナウイルス感染予防措置を行うことができる。

第10条

- (1)大規模な社会制限の有効期間中、職場/事務所での就労は一時的に停止される。
- (2)上記(1)の職場/事務所での就労の一時的停止中,職場での就労を自宅/居住地での就労に替える義務がある。
- (3)上記(2)の職場での就労の一時停止を実施する当該職場の指導部は、以下の義務を負う。

- a. 提供するサービス及び/又は事業活動が、限定的であるが継続して実施されるよう確保する。
- b. 従業員の生産性/パフォーマンスを維持する。
- c. 勤務時間を管理する。
- d. 職場及び周辺環境において新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を行う。
- e. 職場及びその周辺環境の安全を維持する。
- f. 法令の取極に沿って、新型コロナウイルスに感染した従業員に保護を与える。
- (4)上記(3)d の職場及びその周辺環境における新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。
- a. 職場環境の清掃
- b. 職場の床,壁,建物設備の消毒
- c. 部外者の立ち入りの禁止
- d. 自主的に簡易ウイルス検査を実施することができる

第11条

- (1)以下の分類にあたる職場/事務所は, 第 10 条(1)の職場/事務所での就労の一時停止の例外とする。
- a. 関連する省の規定に基づく中央及び地方政府の全ての事務所/機関。
- b. 関係する省及び/又は地方政府の調整下で、新型コロナウイルス対策及び/又は社会の 生活必需品の充足に参画する国営企業/地方公営企業。
- c. 以下の分野で活動する事業者。
 - 1. 保健衛生
 - 2. 食料/食品/飲料の材料
 - 3. エネルギー
 - 4. 通信及び情報技術
 - 5. 金融
 - 6. 物流
 - 7. ホテル
 - 8. 建設
 - 9. 戦略産業
 - 10. 基礎的サービス、公益企業、国家の重要対象及び特定対象と指定された産業
 - 11. 日常の必需品
- d. 災害及び/又は社会分野で活動する国内及び国際市民団体。
- (2)上記(1)の職場/事務所での就労の一時停止の例外活動を実施するにあたり、職場の指導部は、以下を実施する義務を負う。
- a. 就労における接触の制限

b. 以下のような既往症及び/又は新型コロナウイルスに感染した場合に重大な結果を招き かねない状況にある者が職場での活動を行うことの禁止。

- 1. 高血圧
- 2. 心臓病
- 3. 糖尿病
- 4. 肺疾患
- 5. 癌
- 6. 妊婦及び授乳中の母親
- 7.61 歳以上
- c. 以下を含む新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコールの職場での適用。
 - 1. 職場を常に清潔で衛生的な状態に保つ。
- 2. 緊急対応のため、健康維持活動及び新型コロナウイルス防止の協力関係を最寄りの医療機関と構築する。
 - 3. 従業員の免疫力強化のためのビタミン、栄養補助を用意する。
 - 4. 職場の床、壁、建物設備を定期的に消毒する。
- 5. 職場に入る従業員の体温検査を行い、職場で働く従業員の体温が正常以上でないこと、体調不良でないことを確認する。
- 6. 職場にアクセスが良く十分な数の手洗い場を設けることを含め、石鹸及び/又はハンドサニタイザーでの手洗いを義務付ける。
 - 7. 従業員同士の距離を、1m 以上確保する。
 - 8. 職場の目立つ場所で、新型コロナウイルス防止の情報や呼びかけを周知する。
 - 9. 職場の従業員の中から監視対象患者が出た場合は、以下のとおりとする
 - a) 職場での就労を少なくとも 14 就労日の間一時停止する。
- b) 医療職員は、警備チームの支援を受けて、避難措置及び全ての場所、設備、機材への消毒剤の散布を行う。
- c) 一時停止は、避難措置、消毒剤の散布、新型コロナウイルスに感染した従業員と 身体的接触があった従業員の健康検査と隔離が完了するまで実施される。
- (3) 食べ物と飲料の提供活動について、レストラン/食堂/同種の事業の責任者は、以下の義務を負う。
- a. サービスは、オンライン注文及び/又は電話注文又は配送サービスによる持ち帰りのみ に限定する。
- b. 列をつくる客同士の距離は、立っているか座っているかに関わらず、1m 以上確保する。
- c. 規則に沿って、食品取り扱いにおける食品衛生原則を適用する。
- d. 準備,加工,盛り付けにおける料理への直接の接触を最小化するため,手袋やトングなどの補助用具を用意する。
- e. 基準に沿って、食べ物の加工にあたり十分な加熱を行う。

- f. 職場, 設備, 道具, 特に, 食べ物と直接触れる表面の清掃を行う。
- g. 客と従業員に、石鹸で手洗いできる場所を用意する。
- h. 体調不良の従業員や,正常以上の体温,咳,鼻水,下痢,呼吸困難の症状を示す従業員の就労を禁止する。
- i. 食べ物に触れる従業員に、手袋、衛生頭巾、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。
- (4) ホテル業について、ホテルの責任者は以下の義務を負う。
- a. 自主的隔離を行いたい客に対しては、特別なサービスを提供する。
- b. ルームサービスを活用し、客が客室の中でしか活動できないように制限する。
- c. ホテルの敷地内で人の集まりが生じ得る活動は実施せず、そのような施設は閉鎖する。
- d. 体調不良又は正常以上の体温, 咳, 鼻水, 下痢, 呼吸困難を示す客のホテル内への立ち入りを禁止する。
- e. 従業員に、マスク、手袋、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。
- (5)建設活動については、職場の指導部に、以下を義務付ける。
- a. 実施中の建設活動については、作業員の活動を建設地区に限定して、実施できる。
- b. 建設作業サービスの所有者及び/又は提供者は、以下の義務を負う。
 - 1. 建設地区で新型コロナウイルス防止の実施責任者を指名する。
 - 2. 従業員の活動及び接触を建設プロジェクト地区の中のみに限定する。
- 3. 建設プロジェクト地区にいる間、全ての従業員に対して、住居と生活必需品を提供する。
 - 4. 職場に、十分な保健設備を有する保健室を用意する。
 - 5. 従業員に、マスク、手袋、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。
- 6. 職場にアクセスが良く十分な数の流水での手洗い場を設けることを含め、石鹸及び/ 又はハンドサニタイザーでの手洗いを義務付ける。
- 7. 従業員も来客も,正常以上の体温がある場合には,建設地区内での滞在を禁止する。
- 8. 朝の啓発活動又は朝の安全対話において、新型コロナウイルス防止技術の促進、キャンペーン、呼びかけ、説明を伝達する。
 - 9. 建設プロジェクト地区にいる間、定期的に、従業員の健康観察を実施する。
- (6)県知事又市長は、上記(1)の就労の一時停止の例外となる職場/事務所の分類を追加することができ、法令の定めに従い、その技術的規定を定めることができる。

第4部 宗教施設での宗教活動の制限

第12条

(1)大規模な社会制限の有効期間中は、宗教施設及び/又は特定の場所での宗教活動は、一

時的に停止される。

- (2)上記(1)の宗教施設及び/又は特定の場所での宗教活動の一時的停止の期間中、宗教活動はそれぞれの自宅で行われる。
- (3)上記(1)の宗教施設及び/又は特定の場所での宗教活動の一時的停止の期間中,アザーン,鐘ないしその他の時間の呼びかけの活動は,通常どおり行われる。

第13条

- (1)大規模な社会制限の有効期間中、宗教施設の責任者は以下の義務を負う。
- a. 宗教活動を自宅で引き続き実施するよう、信者に教育を施す。
- b. それぞれ宗教施設で、保健衛生プロトコールに従って新型コロナウイルス感染拡大防止措置を行う。
- c. それぞれ宗教施設の安全を守る。
- (2) 上記(1)b の新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。
- a. 宗教施設と周辺環境を清掃する。
- b. 宗教施設の床,壁,建物設備の消毒を行う。
- c. 部外者の立ち入りを禁止する。
- 第5部公共の場所ないし公共施設での活動の制限

第14条

- (1)大規模な社会制限の有効期間中、住民が、公共の場所ないし公共施設で、5 人を超える人数で活動を行うことは禁止される。
- (2)公共の場所ないし公共施設の管理者は、大規模な社会制限の有効期間中、住民の活動に対して、公共の場所ないし公共施設を一時的に閉鎖する義務を負う。
- (3)以下の住民活動は、上記(1)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外である。
- a. 基礎的な生活必需品及び/又は日常の必需品を充足するための活動
- b. 自主的なスポーツ活動
- (4)県知事又は市長は、上記(3)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外となる住民の活動分類を追加することができ、法令の定めに従い、その技術的規定を定めることができる。

第 15 条

- (1) 第 14 条(3)a の基礎的な生活必需品を充足するための活動は、以下を準備し、加工し、供給し、送付する活動を含む。
- a. 食料/食品/飲料の材料
- b. エネルギー

- c. 通信及び情報技術
- d. 財政, 金融, 支払いシステム
- e. 物流
- (2)第 14 条(3)a の日常の必需品を充足するための活動は、以下を含む。
- a. 以下の場所における小売業
 - 1. 市場
- 2. 百貨店、コンビニ、スーパー、ハイパーマーケット、卸問屋、及び独立店舗かショッピングセンター内かを問わず専門店
 - 3. 雑貨店
 - 4. 薬局・ドラッグストア
 - 5. 飲料水の再充填販売所
- b. ランドリー
- (3)大規模な社会制限の有効期間中に、上記(1)及び(2)の住民の需要を充足するサービスを行うにあたり、事業者は、以下の制約に服さねばならない。
- a. オンライン及び/又は配送サービスによる遠隔での受注を主とする。
- b. 物価を引き上げず、経済の安定と消費者の購買力を守る。
- c. 事業の場所を定期的に消毒する。
- d. 市場/店に入る従業員と客の体温検査を行い, 就労している従業員及び客に微熱や体調 不良がないことを確認する。
- e. 客にマスクの着用を義務付ける。
- f. 市場/店に来る客同士の距離を 1m 以上確保する制限を適用する。
- g. 全ての従業員に、マスクと安全衛生指針に合致する業務服の着用を義務付ける。
- h. 消費者及び従業員にアクセスのよい十分な数の流水での手洗い場所を用意する。
- i. 石鹸及び/又はハンドサニタイザーでの手洗いを推奨する。

第16条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中,住民は,自宅外において,第 14 条(3)b の自主的なスポーツ活動を限定的に行うことができる。
- (2) 上記(1)の自主的なスポーツ活動は、以下の規定に則り実施される。
- a. 自主的に行い, 集団で行わない。
- b. 自宅の周辺地域にのみ限定して実施する。

第6部社会的,文化的活動への制限

第17条

(1)大規模な社会制限の有効期間中、人の集まりを生じさせる社会的、文化的活動は、一時的に停止される。

- (2)上記(1)の社会的,文化的活動には,集会,会合に関連する以下の活動を含む。
- a. 政治
- b. スポーツ
- c. 娯楽
- d. 学術
- e. 文化

第18条

- (1)以下の目的の活動は、第17条(1)の社会的、文化的活動の停止の例外である。
- a. 割礼
- b. 結婚
- c. 新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び/又は葬儀
- (2)上記(1)aの割礼は、以下の規則に従って実施される。
- a. 保健施設で実施する。
- b. 限られた関係者のみが出席する。
- c. マスクを着用する。
- d. 多数を招待しての祝会は実施しない。
- e. 参加者同士の距離を 1m 以上確保する。
- (3)上記(1)b の結婚は、以下の規則に従って実施される。
- a. 宗教事務所又は公証役場で行う。
- b. 限られた関係者のみが出席する。
- c. マスクを着用する。
- d. 多数を招待しての披露宴は実施しない。
- d. 参加者同士の距離を 1m 以上確保する。
- (4)上記(1)c の新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び/又は葬儀は、以下の規則に従って実施される。
- a. 葬儀施設で実施する。
- b. 限られた関係者のみが出席する。
- c. マスクを着用する。
- d. 参加者同士の距離を 1m 以上確保する。
- (5)県知事又は市長は、上記(1)の社会的、文化的活動の停止の例外となる住民の活動分類を追加することができ、法令の定めに従い、その技術的規定を定めることができる。

第7部人と物が動くための移動手段の利用制限

第19条

(1)大規模な社会制限の有効期間中、人及び/又は物の移動は、以下の目的を除いて、全て

- 一時的に停止される。
- a. 基礎的な生活必需品の充足
- b. 大規模な社会制限の有効期間中に許可されている活動
- (2)上記(1)b の大規模な社会制限の有効期間中に許可される活動は、以下のとおりである。
- a. 空輸,海運,鉄道,幹線道路(公共交通機関/私有車両)サービスを含む乗員輸送手段は,乗員数を制限して,継続される。
- b. 以下のような重要かつ不可欠な物資のための空輸,海運,鉄道,幹線道路サービスを含む物の輸送手段は,継続される。
 - 1)医療、保健、衛生上の必需品のための物資輸送トラック
 - 2)生活必需品の物資輸送
 - 3) 市場及びスーパーマーケットに供給される野菜及び果実を含む食品及び飲料の輸送
 - 4) 現金輸送
 - 5) 燃料品/ガスの輸送
 - 6) 製造業及び組立て産業の原材料供給のための物資輸送トラック
 - 7) 輸出入用の物資輸送トラック
- 8) 送付物の配送(クーリエサービス,速達,及び同種のもの)のための物資輸送トラック及びバス
 - 9) 製造業及び組立て産業の従業員送迎バス
 - 10) 渡し舟
- c. 消防, 生活必需品, 法・社会秩序, 緊急時のサービスのための移動手段は, 継続される。
- d. 物資輸送,支援及び退避,関係実働機関のための国軍/警察用の空港及び港湾を含む鉄道,空港,港湾の運用は、継続される。
- (3)私有乗用車の利用者は、以下に従わなければならない。
- a. 基礎的な生活必需品を充足するため、及び/又は、大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ使用する。
- b. 使用後に車両を消毒する。
- c. 車両内でマスクを着用する。
- d. 乗員を定員の 50%以下に制限する。
- e. 正常以上の体温時ないし体調不良時は乗車しない。
- (4)私有バイクの利用者は、以下に従わなければならない。
- a. 基礎的な生活必需品を充足するため、及び/又は、大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ使用する。
- b. 使用後に車両及び付属品を消毒する。
- c. マスクと手袋を着用する。
- d. 正常以上の体温時ないし体調不良時は乗車しない。
- (5) 配車アプリでのバイクによる輸送は、物の輸送のみに制限する。

- (6)乗客用の原動機付き公共交通機関及び鉄道,及び/又は物の移動手段は,以下に従わなければならない。
- a. 乗員を輸送定員の 50%以下に制限する。
- b. 路線バス及び鉄道は、時間通りの運行と需要に合わせた運行本数で、運行時間を午前5時から午後7時に制限する。
- c. 使用する移動手段を定期的に消毒する。
- d. マスクを着用する。
- e. 移動手段に乗り込む係員と乗客の体温検査を行う。
- f. 係員と乗客に正常以上の体温ないし体調不良がないことを確認する。
- g. 乗客同士の距離を 1m 以上確保する。
- (7)上記(3)d の私有乗用車乗員の定員の 50%以下への制限及び上記(6)a の原動機付き公共 交通機関乗員の輸送定員の 50%以下への制限は、本州知事令の一部である別添に定められ る。
- (8)県知事又は市長は、上記(2)の人及び/又は物の移動のための移動手段の一時停止の例外となる移動手段を追加することができ、その事務的規定は、法令の定めに従う。
- 第4章 大規模な社会制限の実施中でも引き続き実施される特定の活動
- 第 20 条 以下の一定の活動は、大規模な社会制限の実施中でも引き続き実施中される。
- a. 医療施設
- b. 防衛, 治安に関係するその他の活動
- c. 中央、州、県又は市の即応タスクフォースの活動
- 第5章 大規模な社会制限実施期間中の住民の権利と義務並びに基礎的な生活必需品の充足
- 第1部権利と義務

第21条

- (1)大規模な社会制限実施期間中、タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市の全ての住民は、以下について等しい権利を有する。
- a. バンテン州政府および県又は市の地方政府から処遇とサービスを受ける。
- b. 医療需要に沿った基礎的医療サービスを受ける。
- c. 新型コロナウイルスに関する公開されたデータと情報を得る。
- d. 新型コロナウイルスに関する苦情の訴えを容易に行うことができる。
- f. 新型コロナウイルス及び/又は同疑い患者の遺体の処理及び埋葬。

(2)上記(1)の権利の充足の実施は、県知事又は市長が定める事務指針に従う。

第22条

- (1)大規模な社会制限実施期間中は、タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市の全ての住民は以下の義務を負う。
- a. 大規模な社会制限実施における全ての規則を遵守する。
- b. 大規模な社会制限に参加する。
- c. 清潔で健康的に生活する。
- (2)新型コロナウイルスの対応に際し、全ての住民は以下の義務を負う。
- a. 係官による新型コロナウイルスの疫学的調査(コンタクト・トレーシング)の対象に指定された場合、検体検査を受ける。
- b. 医療従事者の勧告に従い、自宅及び/又はシェルターでの自己隔離もしくは医療機関での治療を行う。
- c. 自身及び/又は家族が新型コロナウイルスに感染した場合には医療従事者に報告する。
- (3)上記(2)の義務の実施は、県知事又は市長が定める事務指針に従わなければならない。
- 第2部 大規模な社会制限実施中の住民の基礎的な生活必需品の充足

第 23 条

- (1)バンテン州政府および県又は市の地方政府は、大規模な社会制限実施中に基礎的な生活必需品の充足に影響が出る脆弱な住民に対して社会支援を提供することができる。
- (2)上記(1)の社会支援は、生活必需品及び/又はその他の非現金の直接支援の形で、法律の定めた配給方法により提供される。
- (3)上記(1)の社会支援の量は、地方首長決定により決定される。
- (4)上記(2)の社会支援の受益者は法令の定めに従って決定される。

第24条

- (1)バンテン州政府及び県又は市の地方政府は、大規模な社会制限実施の影響を受ける事業者にインセンティブを提供できる。
- (2)上記(1)のインセンティブは、以下の形態である。
- a. 事業者に対する税金及び地方利用税の軽減
- b. 大規模な社会制限の実施による影響を受けた従業員への社会支援の供与
- c. 法令の規則に沿ったその他の支援
- (3)上記(1)のインセンティブの提供は、法令の定めに従い、また地方の財政能力を考慮して実施される。

第6章 新型コロナウイルス対応のためのリソース

第25条

- (1) タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市における大規模な社会制限の実施において、県又は市の地方政府は、リソースの需要及び供給に関する情報データベースを整備する。
- (2)上記(1)のリソースの準備及び供給に関する情報システムの使用と手続きは、県知事又は市長が定める。

第26条

- (1)県又は市の地方政府は、法令の規則に沿って、大規模な社会制限の実施において関係者と協力することができる。
- (2)上記(1)の関係者との協力は、以下の形態で行われる。
- a. 人的資源の支援
- b. 社会インフラ
- c. データと情報
- d. サービス及び/又はその他の支援

第7章 観察,評価及び報告

第27条

- (1)大規模な社会制限実施に対する観察と評価は、新型コロナウイルスの感染拡大の連鎖を食い止めることにおける大規模な社会制限の実施の成果を評価するために行われる。
- (2)上記(1)の観察と評価は、各地域レベルの新型コロナウイルス即応タスクフォースが、それぞれの権能及び責任に従って、現場での観察及び調査を通じて実施する。
- (3)上記(1)の大規模な社会制限実施の成果に対する評価は、以下の基準に基づく。
- a. 州知事令及び県知事令又は市長令に基づく大規模な社会制限の実施
- b. 症例数
- c. 症例の拡大範囲

第28条

- (1)大規模な社会制限実施において、県又は市の地方政府、民間、学術関係者、市民及びメディアは、大規模な社会制限実施の監視に積極的に参加する。
- (2)上記(1)の大規模な社会制限実施の監視は、県又は市の地方政府及び又はバンテン州政府が有する市民の苦情処理対応のチャンネルを通じて報告される。
- (3)上記(2)の報告の結果は、県又は市の新型コロナウイルス即応タスクフォースがその権限と責任においてフォローアップする。

第29条

- (1)県/市での大規模な社会制限の実施確保のため、チェックポイントが必要である。
- (2)上記(1)のチェックポイントは、県知事/市長が設置する。

第30条

- (1)上記第29条(1)のチェックポイントにおける監視は、以下により行われる。
- a. 県/市の交通局
- b. 県/市の自警部隊
- (2) 上記(1)のチェックポイントでの監視は、以下による支援を受けることができる。
- a. バンテン州交通局
- b. バンテン州自警部隊
- c. 国家警察
- (3) 上記(1)及び(2)のチェックポイントでの監視は、24 時間体制で行われる。

第8章罰則

第 31 条 大規模な社会制限の実施に対する違反には、法令の定めに従い、罰則が課される。

第9章終章

第32条

本州知事令は、制定の日から施行する。

2020年4月15日

バンテン州知事 ワヒディン・ハリム